

特 248

98

思想犯保護概要

和十三年六月

長野保護觀察所



* 0039323000 *

0039323-000

特 248-98

思想犯保護概要

長野保護觀察所

昭和 13

AGI

特 248
98

目次

一、思想犯保護観察の話	一
二、思想犯保護観察法	三
三、思想犯保護観察法施行令	三
四、保護観察所一覽	三
五、長野保護観察所の沿革並事業	三四
六、長野保護観察所管内司法保護團體一覽	三四





思想犯保護観察の話

一、思想犯保護の基礎概念

——保護観察とはどんな事か——

昭和十一年十一月二十日、東京・大阪・名古屋 其他全国二十二都市に保護観察所が設けられた。保護観察所は、思想犯に對する保護観察を行ふ官廳である。誤れる主義思想を奉じて治安維持法の罪を犯した人々、その罪の故に思想的・生活的に昏迷苦惱してゐる人々を、温い同胞の懷ろに抱擁して、何くれせ世話をして、本當の日本國民に立歸らせ、本當の日本國民の道を確守させるのが、保護観察所の役目である。

國家が思想犯人を保護するさいへば、一應奇異の感に打たれる人々があるかも知れないが、我國の思想犯罪の過去と現状を眺め、更に我國の國情を考へて見れば、なるほご思想犯保護観察が必要

であるといふことがよく了解されるのである。

我國に於いて共産主義の問題が一般に関心せられるに至つたのは、大正末期から昭和初頭にかけて行はれた數次の共産黨大檢舉の頃からであつて、これ等の檢舉によつて國民大衆は共産主義運動の恐るべき實情を知り、憂國の士は等しくこれが防過の緊要なるを痛感するやうになつたのである。しかも當時は、この恐るべき思想は、労働者、農民、學生、其他の社會層にぐん／＼喰ひ込んで彼等を夢遊病者の如く運動に驅り立て、一時は人々をして、共産主義運動の我が國に於ける不成功を確信しつゝも、猶ほその勢ひの餘りに大なるに心痛措く能はざらしたのであつた。

ところが、さしも猖獗を極めた共産主義運動も、遂に我が三千年來の強靱なる國風に拮抗し得ず、自壞没落の止むなきに至る時が來た。それは、檢察當局の峻嚴なる査察と檢舉の勵行が、共産主義運動を杜塞防遏した上に、滿洲事變以來勃興した澎湃たる國民主義の精神、又は共産主義者の近親や關係者の示した愛情が、彼等をして翻然轉向せしめる等、其他諸種の事情の爲めに、近來の我國に於ける共産主義の陣營は寔に秋風落莫、昔日の面影の一片をだに留めぬ状態となつた。邦家の爲め洵に慶賀に堪へない所である。

然しながら禍根はまだ完全に解消したわけではない。昭和三年以降、治安維持法違反として檢舉された者の數は、實に六萬人を超へ、その中で起訴猶豫の處分もしくは執行猶豫の言渡を受け、または刑の執行を終り、もしくは假出獄を許された者の數は、一萬人以上に達してゐる。而して、是等の人々の現在の心境はまことに區々であり、完全に轉向した人もあるが、依然として轉向せず不逞思想を懷抱する者もあり、またその態度曖昧にして轉向意志の存否が判明しない人もある。非轉向者が再犯の危険性を有することは勿論であるが、準轉向の域に達してゐる人々にしても、——曾ての過誤のために現在に於いても生活上社會上甚だしく不安定の地位にあるので——この儘これを放置するにおいては、その環境または社會情勢に左右せられて、再犯に陥るの虞なしとしないのである。これを内外の諸情勢と綜合して考察すれば、非轉向者及び準轉向者に對してその思想の轉向を促進し、將來に於ける社會情勢の變化がさうあらうとも彼等が決して再び思想犯罪を犯さないやうにするには、刻下の緊急の要務である。

また既に完全に轉向した人々に對しては、その國民的更生の努力を援助して、相携へて國民思想の確立に邁進し、國難の打開に努むることは、眞に國家を泰山の安きに置き、わが日本をして眞に

偉大ならしむる所以である。

斯くの如く非轉向者及び準轉向者に對して其の轉向を促進し、轉向者に對して其の轉向を確保する最善の途は、これら思想犯人に對する保護觀察を外にしてはあり得ない。即ち、これらの人々を温かい同胞の懷ろに抱擁して、何くれも世話をして、適法にして秩序ある生活を爲さしめる——本當の日本國民に立歸らせ、本當の日本國民の道を守らせるより外に、善い方法はないのである。これが思想犯保護觀察の根本觀念であり、國家が思想犯保護觀察法を制定し、保護觀察所を設けた所以である。

二、保護觀察の對象

——誰を保護觀察に附するか——

思想犯保護觀察法による保護觀察は、何人に對して、如何なる場合に、適用せられるかといふこと。

(イ) 本法の適用は治安維持法の罪を犯した者のみに限られる。治安維持法の罪を犯した者ならば、共産主義運動による治安維持法違反者であらうと、他の主義方針による治安維持法違反

者であらうとを問はず、本法の適用を見るわけであるが、實情上、現在本法の對象となるものは主として共産主義關係者である。之に反し治安維持法に觸れない犯罪に對しては本法は適用を見ない。

(ロ) 本法による保護觀察は、治安維持法の罪を犯した者が、

検事より起訴猶豫の處分を受けた場合、

裁判所より刑の執行猶豫の言渡を受けた場合、

刑務所に收容せられた後に假出獄を許された場合、若くは滿期出獄した場合に限つて、適用せられるのである。其の場合、例へば起訴留保の處分を受け、刑の執行停止を受け、又は刑の執行免除を受けた場合等には、本法による保護觀察を加へても實効がないので、その適用を見ないことになつて居る。

(ハ) それでは、治安維持法の罪を犯して、起訴猶豫の處分若くは執行猶豫の言渡を受け、又は假出獄を許され、若くは滿期出獄した者は、その全部が保護觀察に付せられるかといふこと、さうではない。保護觀察に付すべきか否かは、保護觀察審査會の決議により定められるもの

六
であつて、同審査會に於て保護觀察に付すべきに非ずこの決議を爲した場合には、前二項の該當者も雖も保護觀察に付せられないのである。

三、保護觀察の機關

——誰が保護觀察を行ふか——

保護觀察の機關としては、保護觀察所と保護觀察審査會とがある。

保護觀察所

保護觀察所は、司法大臣の管理の下に、思想犯保護觀察の事務を掌る獨立の官廳であつて、全國二十二ヶ所——東京、横濱、水戸、前橋、静岡、長野、新潟、大阪、京都、神戸、高松、名古屋、金澤、廣島、岡山、福岡、熊本、仙臺、秋田、青森、札幌、函館——に設けられた。各保護觀察所には、輔導官、保護司及び書記が置かれ、所長（輔導官を以て之に充てる）がこれを統督する。

輔導官は保護觀察事務の指導統制に當り、謂はゞ保護觀察所の中心機關である。

保護司は所長の命を受け調査及び觀察の事務を掌る。保護司は専任者は全國二十二所を通じて三十三人で、一所に一人乃至數人であるが、これだけでは調査及び觀察の事務を充分遂行することは

到底不可能であるから、司法大臣は思想犯の保護觀察に經驗を有する者その他適當なる者に對し、保護司の職務を囑託するを得ることになつて居る（即ち囑託保護司）。此の囑託保護司は主として觀察に従ふことにならうが、既に全國を通じて數百名の名士に囑託があつた。

書記は庶務に従事するものである。

保護觀察審査會

保護觀察審査會は各保護觀察所に置かれて居る。即ち東京保護觀察所には東京保護觀察審査會があり、大阪保護觀察所には大阪保護觀察審査會があるといふやうに、全國二十二保護觀察所にそれぞれ保護觀察審査會が置かれた。これを見るに、保護觀察審査會は保護觀察所の附屬機關のやうに見えるけれども、兩者は官制上全く別個の組織を有し、保護觀察審査會は司法大臣の直接監督を受ける獨立官廳である。保護觀察審査會は何某を保護觀察に付すべきか否か等を審査決定する決議機關であり、保護觀察所は保護觀察の事務を執行する機關である。

保護觀察審査會は會長一人、委員六人、都合七人を以て構成し、これに四人の豫備委員を置き、更に書記一名を附してある。會長、委員、及び豫備委員は、司法部内からだけでなく、廣く一般社

會の學識經驗豊富なる人々の中から、司法大臣が任命するこゝになつて居る。

八

四、保護觀察に附する手續

———きんな順序で保護觀察に附するか———

検事局が治安維持法違反者に對して起訴猶豫の處分を爲した場合、裁判所が治安維持法違反者に對して刑の執行猶豫の言渡を爲した場合、又は刑務所が治安維持法違反者に對して假出獄を許した場合、又は満期出獄の場合には、その検事局、又は裁判所、又は刑務所は、その事を保護觀察所（本人の所在地又は歸住地を管轄する保護觀察所）に通知する。

通知を受けた保護觀察所は、直ちに本人の經歷、境遇、性行、心身の狀況、思想の推移、其の他必要なる事項に付き調査を行ふ。調査は主として保護司が行ふのであるが、この調査に際しては、本人其の他の者の名譽を傷つけないやうに留意して、特に本人の心境變化の有無、若し心境變化あるときは其の動機、程度、及び社會運動に従ふの意思の存否、更に保護者の性格、資産、家庭の良否、家庭に本人との感情關係及び本人の將來に於ける生計の見込等をも明かにするのである。

保護觀察所は、右のやうに検事局、裁判所、若しくは刑務所から通知を受けた場合でなくても、

保護觀察所独自の立場に於いて、保護觀察に附すべき者のあるこゝを認知した場合に於ては、右に述べたやうな調査を行ふのである。

而してこれらの調査の結果、保護觀察所の意見として、本人を保護觀察に付すべきものと思料する場合には、保護觀察所は保護觀察審査會に對し審議を請求せねばならぬ。

請求を受けた保護觀察審査會は、本人を保護觀察に付すべきや否やにつき審議を行ひ、これに關する決議を爲し、その決議は書面を以て之を保護觀察所に通知する。

保護觀察所は、右の保護觀察審査會から、本人を保護觀察に付すべき旨の決議の通知を受けた場合に、本人を保護觀察に付するのである。

假處分 右に述べたのは、思想犯人を正式に保護觀察に附する手續の大畧であるが、思想犯人が起訴猶豫、執行猶豫、満期出獄、又は假釋放に處せられた場合に、保護觀察所の意見として直ちに本人を保護觀察に附すべき必要があると考へる場合には、保護觀察審査會の決議前、假に保護觀察に付するこゝが出来る。

五、保護觀察の内容

九

——保護観察は實際きのやうに行はれるか——

10

保護観察は實際きのやうに行はれるか、如何なる具體的方法によつて行ふかと言へば、

(イ) 保護司の觀察に付するか、又は、

(ロ) 本人の保護者に引渡すか、若しくは、

(ハ) 保護團體・寺院・教會・病院・その他適當なる者に委託して、

これを行ふのである。何れの場合にも、保護觀察所は、本人に對しては、保護觀察處分の意義を説示し、且將來を戒むる爲め適當なる訓諭を行ふ。

而して、右の三種の方法は、本人の性格、思想狀況、其の他の事情を斟酌して、單一又は併合して之を行ふことを得るのであるが、なほ必要と認むる場合には、更に居住、交友又は通信に關する制限を爲し、その他適當と認むる條件の遵守を命ずることが出来る。

右の個々の場合に於ける保護觀察の具體的方法や、本人に遵守せしむべき條件は、保護觀察所がこれを決定するのである。

保護觀察の期間は、一應二年と定められて居るが、本人の思想推移の狀況、境遇の變化、

其の他の事情に應じて、これを短縮することも出来るし、延長することも出来る。(延長の場合にはさらに保護觀察審査會の決議に依ることを要する。) 斯く期間に弾力性を有せしめたのは、必要にして充分なる保護觀察を遂行して、保護觀察の目的を完全に達成せしめる爲である。

保護觀察の目標及び内容

保護觀察に於ては、本人の思想轉向を促進し又は之を確保することが、主眼となつて居り、其の爲に本人の思想の指導、生活の確立につき、適當なる處置を爲すのである。

而して、思想の指導に當つては、思想犯罪者の特殊性に鑑み特に本人の社會的良心と正義的觀念を尊重しつゝ、眞個の日本精神を體得せしむるに努め、又生活の確立に就ては、生活の安定が轉向の確保と密接の關係を有することを考慮し、常に本人の性能に適應する職業と地位を與ふることに努める。若し本人が家庭生活を営むに適するものと認められるならば、援護して家庭を形成せし

世帯を訓練して家族制度の美風を體得せしむることに努め、又必要に應じては就學、復校等の配慮も爲し、機に應じて適當なる諭示、獎勵を爲す等、被保護者の日本人としての更生の爲めに、あらゆる指導と援助を與へるのである。斯くして保護觀察中は、常に本人の言動及び思想の推移に

留意し、非轉向者及び準轉向者に對しては特に其の交友關係、通信の狀況、及び條件遵守の狀況を視察し、若し住居、交友、保護者との關係、其の他の事情が本人の爲不適當であるを考へられるならば、保護者其の他必要なる機關と協議して適當なる措置を爲す等、轉向の促進・確保の爲めに必要なる措置を講ずるのであるが、これらの措置はすべて穩健妥當を旨とし、本人の名譽を毀損せず、且つ其の就職又は業務に支障を及ぼすことのないやう、特に留意すべきことになつて居る。

六、思想犯保護觀察制度の使命

前に述べたやうに、思想犯保護觀察は、治安維持法の罪を犯した人々を保護して、その更に罪を犯すの危険を防止する爲め、其の思想及び行動を觀察するものである。即ちこの保護觀察は、その効果として、一面に於ては社會を思想犯罪の危険から防衛すると共に他面に於ては、本人を積極的に指導誘掖して日本人としての正道に復歸せしめ、または正道を確守せしめることを目的とするのである。ここに本制度の持つ、正義と仁愛との融合統一としての意味深き價值が存するのである。

由來、萬民一家、同胞偕和は、わが三千年の歴史を貫く事實であり數千萬の同胞の中、一人でも

不幸に墮ちた者があれば之を救はんことを思ひ、一人でも汚れに染みた者があれば其の淨められんことを希ひ、一致協力して此の國土を淨化し、相率ひ助け合ひつゝ、國民生活の榮えを望むのは、歴史に培はれた國民的性情である。思想犯保護觀察制度は、この歴史的事實を基礎とし、この國民的性情を精神とする。過まつて咎むべき罪を犯した者でもこれを見棄てずして其の本然の道に歸らしめようとする指導誘掖し、一度迷夢より醒めて忠良なる國民に立歸つた者、又はその過程にあるものに對しては、快く之を抱擁寛恕して、進んでその更生の爲に援助の手を差伸べ、やがて相携へて忠君報國の道に就くことは、まことに仁義を併せせ體する日本精神の發露に外ならないのである。

この日本精神の具體化としての思想犯保護觀察制度は、當然に、日本精神の實踐を宣揚しをその任務としなければならない。非轉向者、準轉向者に對する保護觀察が、彼等をして日本精神を體悟せしめることを目標すべきことは勿論、轉向者に對する保護も亦、日本の思想と日本の行動の醇化を彼等と共に成就することに究極の目標を置くものであつて、茲に思想犯保護觀察制度は、思想國防戦線の一環としての英姿を現はすのである。

七、思想犯保護観察制度の刑政史的意義

一四

思想犯保護観察制度の擔ふ直接當面の使命は、正に右に掲げた點に存するのであるが、尙茲に簡單に本制度の持つ刑政史的意義について一言したい。

犯罪防遏の目的を達成する上に於て、檢察、裁判、行刑と並んで保護——謂ゆる釋放者保護事業の機能が、充分に發揮せられる必要の存することは、刑事政策の理論上既に確認されて居る所であつて、釋放者保護事業——司法保護事業は國家と社會との共同責任に於て遂行せらるべきものであるとの主張は、久しく高唱されて居るところである。然るに我國に於ては、從來釋放者保護事業は民間篤志家の手に一任され、僅かに少年に對する保護観察だけが少年法によつて國家事業として認められて居る状態であつた。然るに今や思想犯保護観察法の實施により、成人釋放者に對する保護事業も國家事業として行はれるべきものであることが、事實によつて確認されたのであつて、この意味に於て思想犯保護観察制度は、司法保護事業の歴史と劃期的の意義を有するのである。本制度を先驅として、やがて一般釋放者保護事業が、その國家性を認められ法制化せらるべきことは、當然の歸結であるを謂ふべきであらう。

又、近時に於ける釋放者保護の理論に於ては、保護對象の擴大、保護經營の合理化との必要が叫ばれて居る。謂ゆる保護對象の擴大とは、從來の如く單に假出獄者及滿期出獄者だけに止まらず、更に起訴猶豫者及刑の執行猶豫者をも保護の對象たらしめねばならぬとの主張である。次に謂ゆる保護經營の合理化とは、保護對象の擴大に伴ひ、保護適格性の選擇に留意し、特殊保護事業の發達に力を注ぎ、又事業運営上事務の分化を計り、且裁判所、檢事局、刑務所のほか警察、職業紹介機關、市町村に於ける福利機關等と密接なる連繫を採らねばならぬとのいふ主張を要點とするものである。然るに、思想犯保護観察制に於ては、右に述べたやうな保護事業に於ける進化形態が法制上確立されたのであつて、これ亦司法保護事業史上特筆すべきこと、謂はねばならぬ。

斯くて本制度は司法保護事業全般の進歩を促し、これに依つて司法保護事業全般をして犯罪防遏の機能をよりよく遂行せしむるに至るべき使命をも有するのであつて、莫くは社會一般の理解ある協力を得て其の使命の遂行に遺憾なきを期したのである。

——以上は財團法人昭徳會治發行の思想犯保護概要より抜萃したものである——

思想犯保護觀察法規

思想犯保護觀察法

(昭和十一年五月
法律第二十九號)

第一條 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合又ハ訴追ヲ必要トセザル爲公訴ヲ提起セザル場合ニ於テハ保護觀察審査會ノ決議ニ依リ本人ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ得本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル場合亦同ジ

第二條 保護觀察ニ於テハ本人ヲ保護シテ更ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止スル爲其ノ思想及行動ヲ觀察スルモノトス

第三條 保護觀察ハ本人ヲ保護觀察所ノ保護司ノ觀察ニ付シ又ハ保護者ニ引渡シ若ハ保護團體、寺院、教會、病院其ノ他適當ナル者ニ委

託シテ之ヲ爲ス

第四條 保護觀察ニ付セラレタル者ニ對シテハ居住、交友又ハ通信ノ制限其ノ他適當ナル條件ノ遵守ヲ命ズルコトヲ得

第五條 保護觀察ノ期間ハ二年トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ保護觀察審査會ノ決議ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第六條 第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テ必要アルトキハ本人ニ對シ保護觀察審査會ノ決議前假ニ第三條ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第七條 第三條又ハ第四條ノ處分ハ其ノ執行中何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得前條ノ處分ニ付亦同ジ

第八條 保護觀察所ハ必要アルトキハ保護司ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得

第九條 保護觀察所及保護司ハ其ノ職務ヲ行フニ付公務所又ハ公務員ニ對シ囑託ヲ爲シ其ノ他必要ナル補助ヲ求ムルコトヲ得

第十條 本人ヲ保護團體、寺院、教會、病院又ハ適當ナル者ニ委託シタルトキハ委託ヲ受ケタル者ニ對シ之ニ因リテ生ジタル費用ノ全部又ハ一部ヲ給付スルコトヲ得

第十一條 前條ノ費用ハ保護觀察所ノ命令ニ依リ本人又ハ本人ヲ扶養スル義務アル者ヨリ其ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得此ノ命令ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ命令ニ不服アル者ハ命令ノ告示ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ出訴ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

第十二條 少年ニシテ治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニハ少年法ノ保護處分ニ關スル規定ヲ適

用セズ

第十三條 本法ハ陸軍刑法第八條、第九條及海軍刑法第八條、第九條ニ掲グル者ニハ之ヲ適用セズ

第十四條 保護觀察所及保護觀察審査會ノ組織及權限並ニ保護觀察ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ本法施行前ニ第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

思想犯保護觀察法施行ノ件

(昭和十一年十一月)
勅令第四百號

思想犯保護觀察法ハ昭和十一年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

思想犯保護觀察法施行令

(昭和十一年十一月)
勅令第四百一號

第一章 總 則

第一條 思想犯保護觀察法ニ依ル保護觀察ニ於テハ本人ノ思想轉向ヲ促進シ又ハ之ヲ確保スル爲其ノ思想ノ指導及生活ノ確立ニ付適當ナル處置ヲ爲スベシ

保護觀察ニ當リテハ穩健妥當ヲ旨トシ本人ノ名譽ヲ毀損セズ且其ノ就職又ハ業務ニ支障ヲ及ボサザルコトニ留意スベシ

第二條 思想犯保護觀察法第三條ノ規定ニ依ル委託ヲ爲スベキ保護團體ハ司法大臣之ヲ指定ス

第二章 保護觀察ニ付スル手續

第三條 思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由

ノ生ジタル場合ニ於テハ關係官廳ハ其ノ事由ヲ本人ノ所在地又ハ歸住地ヲ管轄スル保護觀察所ニ通知スベシ

前項ノ通知ニハ保護觀察ニ關スル意見ヲ附シ且犯罪事實ノ要旨其ノ他參考ト爲ルベキ資料ヲ添附スベシ

第四條 保護觀察所前條ノ通知ヲ受ケタルトキ其ノ他保護觀察ニ付スベキ者アルコトヲ認知シタルトキハ速ニ本人ノ經歷、境遇、性行、心身ノ狀況、思想ノ推移其ノ他必要ナル事項ヲ調査スベシ

第五條 保護觀察所ハ保護司ニ命ジテ必要ナル調査ヲ爲サシムベシ

第六條 保護觀察所ハ事實ノ取調ヲ保護者ニ命ジ又ハ保護團體ニ委託スルコトヲ得
保護者又ハ保護團體ハ參考ト爲ルベキ資料ヲ差出スコトヲ得

第七條 保護觀察所ハ參考人ニ出頭ヲ命ジ調査ノ爲必要ナル事實ノ供述又ハ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得
參考人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ費用ヲ請求スルコトヲ得

第八條 保護觀察所調査ノ結果ニ依リ保護觀察ニ付スベキモノト思料スルトキハ保護觀察審查會ノ審議ヲ求ムベシ

保護觀察所前項ノ審議ヲ求メタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知スベシ
第九條 保護觀察審查會ハ保護司其ノ他適當ナル者ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

第十條 保護觀察審查會ノ審議ハ之ヲ公行セズ但シ本人、保護者其ノ他適當ト認ムル者ニ在席ヲ許スコトヲ得

第十一條 保護觀察審查會ハ審査ノ結果ニ依リ保護觀察ニ付スベキヤ否ヤヲ決議ス

前項ノ決議ニハ理由ヲ附シ書面ヲ以テ之ヲ保護觀察所ニ通知スベシ

第十二條 保護觀察所保護觀察ニ付スベキ旨ノ決議ノ通知ヲ受ケタルトキハ思想犯保護觀察法第三條及第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベシ

第十三條 保護觀察所居住ノ制限ノ處分ヲ爲スニハ本人及其ノ家族ノ居住及生計上ノ事情ヲ斟酌スベシ

第十四條 左ノ場合ニ於テハ保護觀察所ハ其ノ旨ヲ本人及關係官廳ニ通知スベシ

- 一 保護觀察所保護觀察審查會ノ審議ヲ求メズト決定シタルトキ
- 二 保護觀察審查會保護觀察ニ付スベキニ非ザル旨ノ決議ヲ爲シタルトキ
- 三 思想犯保護觀察法第三條、第四條又ハ第六條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

四 思想犯保護觀察法第七條ノ規定ニ依リテ
處分ノ取消又ハ變更ヲ爲シタルトキ
第十五條 前條ノ場合及思想犯保護觀察法第八
條ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ保護觀察所
ハ其ノ旨ヲ保護者ニ通知スベシ
第十六條 保護觀察ヲ繼續スル場合ニ於テハ新
ニ保護觀察ニ付スル場合ニ關スル規定ヲ準用
ス

第三章 保護觀察處分ノ執行

第十七條 保護觀察所思想犯保護觀察法第三條
又ハ第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ
ハ第十八條乃至第二十一條ノ規定ニ依リ直ニ
其ノ執行ヲ爲スベシ
第十八條 本人ニ對シテハ處分ノ意義ヲ說示シ
且將來ヲ戒ムル爲適當ナル訓諭ヲ爲スベシ
前項ノ場合ニ於テハ成ルベク保護者其ノ他適

當ト認ムル者ヲシテ立會ハシムベシ
第十九條 保護司ノ觀察ニ付スルノ處分ヲ爲シ
タルトキハ保護司ニ對シテ必要ナル事項ヲ
指示シ本人ノ監督指導ヲ爲サシムベシ
第二十條 保護者ニ引渡スル處分ヲ爲シタルト
キハ保護者ニ對シ本人ノ監督指導ニ付參考ト
爲ルベキ事項ヲ指示シ本人ヲ引渡スベシ
第二十一條 保護團體、寺院、教會、病院其ノ
他適當ナル者ニ委託スルノ處分ヲ爲シタルト
キハ委託ヲ受クベキ者ニ對シ本人ノ處遇ニ付
參考トナルベキ事項ヲ指示シ監督指導ノ任務
ヲ委嘱スベシ
第二十二條 保護觀察所ノ處分ニ付テハ調査ヲ
作り處分ノ内容及其ノ執行ヲ明確ニシ其ノ他
必要ト認ムル事項ヲ記載スベシ
第二十三條 保護觀察所第二十條及第二十一條
ノ規定ニヨル執行ヲ爲シタルトキハ保護者若

ハ受託者ニ對シ成績報告ヲ求メ又ハ保護司ヲ
シテ成績ヲ觀察シ適當ナル指示ヲ爲サシムル
コトヲ得

第二十四條 保護司ハ保護觀察所ニ對シ左ノ事
項ニ付其ノ觀察シタル結果ヲ報告スベシ

- 一 家庭關係
- 二 職業ノ有無及生計狀態
- 三 健康狀態
- 四 交友關係、通信狀況其ノ他ノ動靜
- 五 條件遵守ノ狀況
- 六 思想ノ推移
- 七 保護者又ハ受託者ノ監督指導ノ狀況
- 八 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第二十五條 保護司思想犯保護觀察法第三條又
ハ第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ取消シ若ハ變更
シ又ハ保護觀察ヲ繼續スベキ事由アリト思料
スルトキハ速ニ其ノ旨ヲ保護觀察所ニ報告ス

第二十六條 假出獄ヲ許サレタル者ニ對スル保
護觀察處分ノ執行ニ關シテハ本章ニ定ムルモ
ノノ外命令ヲ以テ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ思想犯保護觀察法施行ノ日ヨリ之ヲ施行
ス
本令施行前ニ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル
事由ノ生ジタル場合ニ於テハ第三條ノ規定ニ依
ル通知ハ關係官廳必要アリト思料スル者ニ付之
ヲ爲スヲ以テ足ル

保護觀察所一覽

名稱	位 置	管 轄 區 域
東京保護觀察所	東京市澁谷區千駄ヶ谷四丁目六五八	東京府、千葉縣、埼玉縣、山梨縣
横濱保護觀察所	横濱市中區中里町向田二三	神奈川縣
水戸保護觀察所	水戸市北三ノ丸一二八	茨城縣
前橋保護觀察所	前橋市紅雲町字村西乙二三一	群馬縣、栃木縣
静岡保護觀察所	静岡市水落一丁目一	静岡縣
長野保護觀察所	長野市大字長野七四八	長野縣
新潟保護觀察所	新潟市田中町八三五	新潟縣
大阪保護觀察所	大阪市北區若松町三九	大阪府、奈良縣、和歌山縣
京都保護觀察所	京都市中京區堺町通夷川上ル絹屋町二三	京都府、滋賀縣
神戶保護觀察所	神戶市湊區淡川町十丁目三九九	兵庫縣

高松保護觀察所	高松市内町七三	香川縣、德島縣、高知縣、愛媛縣
名古屋保護觀察所	愛知縣愛知郡天白村大字八事字八幡山五	愛知縣、岐阜縣、三重縣
金澤保護觀察所	金澤市大桑町一一ノ一	石川縣、富山縣、福井縣
廣島保護觀察所	廣島市宇品町二十八番町五〇〇ノ六	廣島縣、島根縣、山口縣
岡山保護觀察所	岡山市東古松五二	岡山縣、鳥取縣、
福岡保護觀察所	福岡市長濱町二丁目五七	福岡縣、大分縣、佐賀縣、長崎縣
熊本保護觀察所	熊本市大江町渡鹿七三三	熊本縣、鹿兒島縣、宮崎縣、沖繩縣
仙臺保護觀察所	仙臺市向山越路四	宮城縣、福島縣
秋田保護觀察所	秋田市川尻町川口境五二	秋田縣、山形縣
青森保護觀察所	青森市大字浦町字野脇三三七	青森縣、岩手縣
札幌保護觀察所	札幌市苗穂町三七	北海道ノ内函館保護觀察所管轄區域ヲ除ク全館及樺太
函館保護觀察所	函館市堀川町一四五	北海道ノ内函館市、松前郡、上磯郡、北檜郡、茅渚郡、山越郡、太櫛郡、瀬棚郡、南志郡、檜山郡、久遠郡、奥尻郡、壽都郡、磯谷郡、歌葉郡、

長野保護觀察所の沿革並事業

二四

昭和十一年十一月二十日思想犯保護觀察法が施行されたので、長野保護觀察所は長野市大字西長野五八八番地財團法人長野縣聯合保護會の建物の一部を借受け廳舎に充てて來たのであるが、同所は僻地にして常に訪問者をして不便を感じせしめ、又廳内は狹隘で室數少く、審査會開催の際なき殊に不便を感じ居りしを以て、長野縣聯合保護會に於ては新に觀察所廳舎を同市大字長野七四八番地に建築したるにより、昭和十三年二月移廳したのである。

昭和十二年八月保護觀察所と唇齒輔車の關係にある財團法人昭徳會は、本法の運営上眞に必要な要望に對應し、我國策に貢獻すべく同會長野支部を設置し、其の事務所を長野保護觀察所内に置いた。更に長野縣下に於ける思想犯者保護の目的を以て、昭和十年七月設立したる敬和會は本法の運営を完たからしむる爲め、昭和十三年六月其の事務所を長野縣廳内より長野保護觀察所内へ移轉したのである。

斯くして長野保護觀察所は社會一般の理解ある協力を得て、非常時局下に於ける共產主義思想の

根絶と國民思想の確立に邁進し、其の使命遂行に遺憾なきを期して居るのである。

長野保護觀察所管下思想犯保護觀察事件対象者は約三百五十名にして、當觀察所が開廳以來取扱たる事件等の概況を左に掲げることにする。

昭和十三年四月十五日現在 保護觀察対象者區別調

一、執行猶豫者	八四名
二、起訴猶豫者	二二四名
三、満期釋放者	一五名
四、假釋放者	二六名
計	三四九名

昭和十三年四月十五日現在 保護觀察對象者郡市別表

方地信東					方地信北					觀保 察中護		
計	北佐久郡	南佐久郡	小縣郡	上田市	計	下水内郡	上水内郡	下高井郡	上高井郡		埴科郡	更級郡
三二二八一				一	五	一	三	一	一	一	一	九
三〇四五〇一				一	四七	三	二	一〇	一	三	六	三
四六七八二				二	六	三	四	二	二	三	七	三
三三三三二				二	三	一	三	二	一	五	二	九
六四九〇四四				四	八	四	七	三	二	八	九	三

方地信南					方地信中					觀保 察中護	
合 計	下伊那郡	上伊那郡	諏訪郡	飯田市	岡谷市	計	南安曇郡	北安曇郡	西筑摩郡		東筑摩郡
六三	二四	五	八	七	四	一	二	一	一	三	六
一七三	九	二	五	四	二	三	二	七	五	二	〇
二五	九	三	〇	三	三	六	三	七	六	三	八
二四	六	六	七	七	四	二	二	五	四	三	一
三三九	二九	三	六	九	九	〇	五	二	九	四	三

自昭和十一年四月十五日
至同十三年四月十五日 受理事件處分調

年別	區別		計	請查 不請查	移送 其他	合計	未濟
	舊受	新受					
昭和十一年	—	—	—	—	—	—	—
昭和十二年	—	—	—	—	—	—	—
昭和十三年 四月十五日現在	六	二五	二七	三	二六	二九	—
計	—	—	—	三	二六	二九	—

自昭和十一年十一月二十日
至同十三年四月十五日 保護觀察處分調

年別	區別	保護人員		取消 期間滿了	移送 死亡	終了	人員
		繰越	新保護				
昭和十一年	—	—	—	—	—	—	—
昭和十二年	—	—	—	—	—	—	—
昭和十三年 四月十五日現在	三	四	六	一	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—

自昭和十二年一月
至同十三年三月 保護事項調

計	七五	一〇	—	三	—	一三
就職給與	—	—	—	—	—	—
衣食雜品給與	—	—	—	—	—	—
旅費給與	—	—	—	—	—	—
資金貸與	—	—	—	—	—	—
資金補給	—	—	—	—	—	—
療養費補給	—	—	—	—	—	—
生活費補給	—	—	—	—	—	—
營業補助	—	—	—	—	—	—
融和保護	—	—	—	—	—	—
計	九四	—	—	—	—	—

管内銃後後援會 (會員計百二十名)

設立月日	名稱	事務所
昭和十二年十一月三日	長野保護觀察所管下銃後會	松本市 信濃中央佛教會內
同年 同月 二十七日	同銃後會	飯田市 麥島吉次郎方
同年 同月 二十八日	同銃後會	上諏訪町 玉木和喜衛方
同年 十二月十六日	同銃後會	富縣村 三浦清人方

備考

長期戦下にある統後会の活動概要は 一、出征將兵の武運長久祈願 二、出征兵並傷病兵の慰問 三、出征遺家族に對する慰問並弔慰 四、國防献金等である。

財團法人昭德會長野支部主催ノ會合

昭和十二年八月十四日設立以來

名 稱	月 日、會 場	講 師 其 他 主 ナ ル 者	參 會 者 數	備 考
轉向者座談會	九月五日 松本市信濃中央佛教會	住安所長 西村保護司	一〇名	
同	十一月三日 同 所	同 上	一三名	統後會設立
農村問題懇談會	十一月六日 長野地方裁判所	平田東京保護觀察所長 日本文化協會原子理事	三四名	

轉向者座談會	十一月二十七日 飯田市役所	平田大審院檢事 國民精神文化研究所 八條隆孟	三〇名	統後會設立
同	十一月二十八日 上諏訪町片倉會館	平田大審院檢事 新評論 門屋博 八條隆孟	二六名	同上
同	十一月二十九日 松本市片倉製糸場	同 上	三七名	
同	十二月十六日 伊那川圖書館	野溝、中原兩代議士 住安所長、囑託保護司	二四名	統後會設立
農村問題懇談會	三月十九日 浦里村青年學校	平田大審院檢事 浦里村宮下村長	四〇名	
囑託保護司懇談會	三月二十七日 長野保護觀察所	長野保護觀察所員	一三名	
農村問題講演會	四月十二日 上諏訪町片倉會館	日本國民高等學校 教授 阿部國治 大塚刑務所長	二〇名	

長野保護觀察所職員

(昭和十三年六月十六日現在)

所長
檢事兼輔導官

住安國雄

保護司

西村英晴

書記

小木曾宇宙

履

戸谷壽美雄

長野保護觀察審查會職員

(昭和十三年六月十六日現在)

會長
長野地方裁判所
部長

長野保護觀察所
長 住安國雄

委員
次席檢事

元長野市長 藤井伊右衛門

同
長野刑務所長

長野縣護士會長 中澤鷹根

同
長野縣警察部長

豫備委員
長野區裁判所
監督判事 武本登康

同

檢事長 島忠信
同 大勳進執事 松本久雄

大本願執事 中村禮三
長野保護觀察所
司 西村英晴

長野保護觀察所保護司人名

(昭和十三年六月十六日現在)

北信地方

長野中學校長 樋口長衛
長野縣職業課長 內藤紫樓
特高課警部 近藤準一
學務課視學 傳田精爾
長野市職業紹介所主任 青木潤
長野地方裁判所監督書記 小林知次郎
檢事局 石谷寬
長野縣聯合保護會理事 宮下友雄
長野刑務所執務課長 箕浦良緣

長野縣特高課長 荒井尙
長野縣社會事業主事補
(上附駐在) 山崎哲成

中信地方

松本市職業紹介所主任 高木恩
松本警察署長 舞澤喜光
市立松本病院長 川瀨人潔
松本中學校長 小山保雄
松本青年學校長 深澤權重郎

東信地方

諏訪郡川岸村片倉製糸重役 片倉勝衛
 上諏訪町方面委員 折井衛
 私立片倉組武井青年學校長 黒河内健

上伊那農業學校長 村上明彦
 辯護士 伊那銀行頭取 前澤明文
 下伊那郡伊賀良村農 松江大太郎

司法保護團體一覽

團體名	所在地	備考
財團法人 昭德會長野支部	長野市大字長野七四八番地 長野保護觀察所內	
財團法人 長野縣聯合保護會	同市大字西長野五八九番地	
敬和會	同市大字長野七四八番地 長野保護觀察所內	
財團法人 信濃福壽園	同市大字西長野五八九番地 長野縣聯合保護會內	
松本助成協會	松本市大字桐中原町八九二番地	
財團法人 諏訪福田會	諏訪郡上諏訪町三四一五番地 甲立寺內	

上縣佛教會	上田市字諏訪形 金窓寺內
下伊那慈友會	飯田市大字飯田箕瀨町 柏心寺內
北佐久佛教會	北佐久郡平根村 守芳院內
下高井郡岳南佛教會	下高井郡平隱村 善應寺內
上水內郡司法保護會	上水內郡津和村 玉泉寺內
下水內郡社會事業協會	下水內郡飯山町 西敬寺內
南安佛教會	南安曇郡豐科町五七七二番地
上高井郡佛教護國團	上高井郡綿內村 如法寺內
岳北佛教團	下高井郡往郷村
木會佛教護國團	西筑摩郡福島町 興禪寺內
更科佛教會	更科郡桑原村 龍洞院內
北安曇佛教會	北安曇郡平村 大澤寺內

信濃中央佛教會	松本市宮村町	全久院内
埴科佛敎護國團	埴科郡屋代町	郡聯合事務所内
松本各宗和合會	松本市本町	生安寺内
上伊那佛敎會	上伊那郡赤穂村	安樂寺内
南佐久各宗聯合會	南佐久郡田口村	蕃松院内

昭和十三年六月二十日 印刷
昭和十三年六月二十四日 發行
非賣品

長野市大字長野花咲町
住 安 國 雄

長野市旭町四五
印刷所 長野刑務所

中華民國二十六年六月二十四日

中華民國二十六年六月二十四日

中華民國二十六年六月二十四日

中華民國二十六年六月二十四日

中華民國二十六年六月二十四日

中華民國二十六年六月二十四日

